

令和 4 年 11 月 24 日 議会運営委員会 議事録
10 時 00 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。

なお、説明者におかれましては時間を要すると思いますので、着座の上、説明いただいても結構でございます。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の概要の御説明の前に、議案の訂正について御説明をいたします。

議案書の 50 ページになります。議案第 58 号の提案理由でございますが、冒頭に、本年中に設立が予定されている広島県水道広域連合企業団とあります。議案書を作成した時点では、企業団の設立時期が確定していませんでしたが、11 月 18 日付で設立をされましたので、冒頭部分を令和 4 年 11 月 18 日に設立された広島県水道広域連合企業団に訂正をさせていただきたいと存じます。

なお、本訂正に係る正誤表をサイドボックスに掲載をしていますが、同じ理由で議案の概要の 8 ページの内容欄の 2 の改正内容の冒頭部分も、同じように訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、議案の概要に沿って、提出議案について御説明いたします。

最初に、認第 13 号専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号））でございます。

内容について、2 の専決処分した理由でございますが、大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和 4 年度当該会計予算の変更議決を必要としますが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第

179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出にそれぞれ1億7,759万3,000円を追加し、予算総額を163億5,753万1,000円としたものでございます。

補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業として、1億7,759万3,000円を計上しています。本事業は国の方針に基づき、住民税均等割非課税世帯や家計急変のあった世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給するものですが、3,501世帯分の給付金のほか、会計年度任用職員報酬、その他の経費を計上したものでございます。

なお、今年度末までの支給完了に向け、早期に事務に着手する必要があることから、専決処分したものでございます。

次に、歳入でございますが、国庫補助金として歳出と同額の1億7,759万3,000円を計上しています。専決処分年月日は令和4年10月21日でございます。

続きまして、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

制定の理由と内容ですが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本市において、公益的法人等に職員を派遣することができるよう条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容ですが、第1条は、条例の趣旨を、第2条は、派遣対象となる公益的法人や派遣職員から除かれる職員などについて、第3条は、派遣職員を職務に復帰させる場合について、第4条から第9条は、派遣職員の派遣団体での処遇及び職務復帰後の処遇などについて規定しています。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定についてでございます。

制定の理由と内容ですが、玖島川親水公園に関する事項を定めるため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容ですが、第1条から第3条は、親水公園の設置目的や名称、位置及び施設について、第4条及び第5条は、親水公園を使用する際の禁止行為や利用制限などについて、第6条は、許可を受けなければならない行為について、第7条から第10条は、使用料について、第11条は、許可の取消し等について、第12条は、損害賠償について、それぞれ規定しています。施行期日は公布の日としています。

続きまして、議案第50号大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定についてでございます。

制定の理由と内容ですが、旧穂仁原小学校跡地に整備しています穂仁原水辺の広場に関する事項を定めるため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容ですが、第1条から第3条は、水辺の広場の設置目的や名称、位置及び施設について、第4条及び第5条は、水辺の広場を使用する際の禁止行為や利用制限など

について、第6条は、許可を受けなければならない行為について、第7条から第10条は、使用料について、第11条は、許可の取消し等について、第12条は、損害賠償について、それぞれ規定しています。

施行期日は令和5年2月1日でございます。

続きまして、議案第51号大竹市学校給食費条例の制定についてでございます。

制定の理由と内容ですが、学校給食費の公会計化に伴い、学校給食法第4条の規定に基づき、大竹市が実施する学校給食に係る学校給食費の取り扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容ですが、第1条は、条例の趣旨について、第2条は、市が学校給食を実施することについて、第3条は、市が学校給食費を徴収することについて、第4条から第6条は、学校給食費の額や納付・減免などについて、それぞれ規定しています。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員に対する勤勉手当の支給割合及び給料月額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容ですが、3の施行期日等とあわせて御説明いたします。

まず、第1条関係といたしまして、改正点が2点ございます。

アとして、令和4年12月の勤勉手当の支給割合を0.95カ月分から1.05カ月分に変更するものでございます。

施行期日は令和4年12月1日となります。

また、イの一般職給料表について、給料月額を平均0.3%引き上げる改定を行うものでございます。

施行期日は公布の日ですが、令和4年4月1日に遡って適用いたします。

次に、第2条関係としまして、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を1.05カ月分から1.1カ月分に変更しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第53号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、本市の一般職の職員の勤勉手当の改正に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当について支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容について、3の施行期日等とあわせて御説明します。

最初に、第1条関係としまして、令和4年12月の期末手当の支給割合を2.125カ月分から2.225カ月分に変更するものでございます。

施行期日は公布の日ですが、令和4年12月1日に遡って適用します。

次に、第2条関係としまして、令和5年度以降の期末手当の支給割合を2.225カ月分

ら2.175カ月分に変更しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第54号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、本市の一般職の職員の勤勉手当の改正に伴い、議会の議員の期末手当について支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容について、施行期日等とあわせて御説明します。

最初に、第1条関係としまして、令和4年12月の期末手当の支給割合を2.125カ月分から2.225カ月分に変更するものでございます。

施行期日は公布の日ですが、令和4年12月1日に遡って適用します。

次に、第2条関係としまして、令和5年度以降の期末手当の支給割合を2.225カ月分から2.175カ月分に変更しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第55号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由ですが、一般職の職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容ですが、会計年度任用職員給料表を一般職給料表に合わせて改定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第56号大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由と内容でございますが、広島県が放置艇解消のための基本方針の小型船舶用泊地使用料の徴収開始時期を令和7年度に見直したことから、大竹市においても同様の使用料徴収開始時期に改正しようとするものでございます。

施行期日は公布の日としています。

続きまして、議案第57号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

改正の理由と内容でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市が管理する道路及びその付属物の占用を許可したときの占用料の徴収について改正しようとするものでございます。

施行期日は令和5年4月1日ですが、施行期日前に占用の許可を受けたものについては、当該占用の期間が満了するまでの間は、改正前の占用料を適用する等の経過措置を規定しています。

続きまして、議案第58号広島県市町総合事務組合規約の変更についてでございます。

改正の理由ですが、広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をすることについて、市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容は、令和4年11月18日に設立されました広島県水道広域連合企業団が、職員に対する退職手当の支給に関する事務及びその他非常勤の職員の公務上又は通勤上の災害

に対する補償に関する事務を、広島県市町総合事務組合に委託したい旨の申し出がありましたので、事務の受託に関する規定を整備する必要があることから、組合規約を変更するものでございます。

施行期日は令和 5 年 1 月 1 日でございます。

続きまして、議案第59号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてでございます。

改正の理由ですが、大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに関し、広島県と協議することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容ですが、大竹市の行政不服審査会事務については、この規約により、広島県に委託していますが、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体が適用対象になることに伴い、当該規約の必要な改正を行うものでございます。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、議案第60号指定金融機関の指定更新についてでございます。

本市の指定金融機関として株式会社四国銀行を指定していますが、その指定期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、引き続き同行を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

更新後の指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とするものでございます。

続きまして、議案第61号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

大竹市さかえ子育て支援センターの管理運営を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は社会福祉法人ひまわり福祉会とし、指定期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

続きまして、議案第62号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市松ケ原こども館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は松ケ原自治会とし、指定期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

続きまして、議案第63号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてでございます。

大竹市営住宅等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は近鉄住宅管理株式会社とし、指定期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

続きまして、議案第64号令和 4 年度大竹市一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ4億5,849万5,000円を追加し、予算総額を168億1,602万6,000円とするものでございます。

詳細は、12ページを御覧ください。

補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出を、右側に歳入として当該歳出に充当する財源を記載しています。

歳出から先に御説明しますが、説明の都合上、順番がかなり前後しますので、御了承ください。

最初に、議会費のほか、各款にある人事管理事務について、一括して御説明します。

こちらは議案第52号で御説明しました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による改正後の人件費、それから、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

款ごとの説明は省略いたしますが、全体で1,239万円の増額となります。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療の両特別会計におきましても人件費の増額を行っており、その財源調整のため、第3款民生費の中ほどに国民健康保険特別会計歳入補填事務として50万円、後期高齢者医療特別会計歳入補填事務として100万円をそれぞれ計上しています。

続きまして、第2款、総務費の2行目の電子計算機管理事業でございます。

本事業は、庁内ネットワークのセキュリティ確保のため、ファイル・メール無害化ソフトの更新に係る委託料として、726万円を計上するものでございます。

同じく総務費の国庫補助金等返還事務は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などに係る国・県支出金の前年度精算金として、1億1,692万円を計上するものでございます。

続きまして、民生費でございます。

歳入の欄に記載しています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の一部として、原油価格高騰などの影響により事業経費の負担が増している市内の事業所等を支援するため、補助金を支給する事業について御説明します。

民生費の2行目の障害福祉サービス事業所等支援事業として270万円を、その2行下になりますが、介護サービス事業所等支援事業として1,165万円を、その4行下になります児童福祉施設等支援事業として320万円を、それぞれ計上しようとするものでございます。

なお、歳入の交付金につきましては、それぞれの事業費の2分の1の額を計上いたします。

また、第7款商工費の中小企業経営安定支援事業も同様の事業ですので、先に御説明いたします。こちらもエネルギー価格高騰の影響により経費負担が増している市内の中小事業者に対し、個人事業主は10万円を、法人は20万円を、それぞれ上限として支援金を支出するもので、経費と合わせ1億206万2,000円を計上いたします。

財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,457万8,000円、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業県補助金を2,096万8,000円計上しようとするものでございます。

それでは、第3款民生費に戻っていただきまして、3行目の、養護老人ホームゆうあいの里運営事業でございます。

本事業はゆうあいの里の防災設備等の改修工事を行うため、630万円を計上しようとするものでございます。

その4行下の障害児通所給付事業1,531万8,000円は、児童発達支援、放課後デイサービス等において、当初想定していた以上の利用があったことから、扶助費を増額するものでございます。

財源として、障害児給付費国庫負担金を2分の1の765万9,000円、障害児給付費県負担金を4分の1に当たる382万9,000円計上いたします。

民生費の最後の行にございます、こども医療費助成事業6,900万円の減額につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金充当事業の計画変更に伴う、にこにここども基金積立金を減額するものでございます。

同様に、第4款衛生費の2行目、保健衛生事務で、健やか安心基金積立金についても5,400万円を減額し、合わせて1億2,300万円を減額いたします。この減額分である1億2,300万円については、次のページの第10款教育費の下から2行目の、学校給食費支援事業の財源として、学校給食費の支援に充てるための、にこにここども基金に積み立てようとするものでございます。

それでは、前のページに戻っていただきまして、第4款衛生費の最後の行になります。し尿処理施設維持管理事業70万1,000円でございます。

こちらは原油価格高騰などの影響により、し尿処理施設の光熱水費が増大したことを受け、費用を負担する上下水道局に支出する負担金を増額しようとするものでございます。

同様の理由により、光熱水費や燃料費の増大に伴い、予算の増額が必要となった施設等について順次御説明いたします。

まず、第6款農林水産業費の漁港施設維持管理事業で18万3,000円を、次のページになりますが、第8款土木費の市営外灯維持管理事業で383万3,000円を、その2行下の河川・水路管理事業で、ポンプ場の電気料金として21万7,000円を、第9款消防費の消防一般事務で、消防庁舎における光熱水費として114万3,000円を、第10款教育費の学校連携・子どもの居場所づくり事業で、放課後児童クラブの光熱水費として41万1,000円を、その下の総合市民会館管理事業で166万2,000円を、大竹会館管理事業で37万8,000円を、玖波公民館管理事業で24万8,000円を、栄公民館管理事業で23万円を、図書館管理事業で80万6,000円を、最後に、給食センター運営事業で燃料費と光熱費を合わせた300万円を、それぞれ計上するものでございます。

続きまして、第8款土木費の3行目、県道等整備事業に戻ります。

本事業は、広島県が施工する道路改良等の事業に対して負担金を支出するもので、広島県における事業計画の変更を受け増額となった負担金1,014万円を計上するものでございます。

次に、2行下の小方地区のまちづくり事業でございます。本事業はJR小方新駅設置の判断材料となる需要予測や周辺の土地利用概略費用や工程表などの検討を行うための委託

料として、1,000万円を計上するものでございます。

続きまして、第9款消防費の3行目の消防団資機材整備事業でございます。

本事業は、総務省及び日本消防協会から無償貸与等を受ける消防団車両について、登録等に必要な経費として83万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、第11款災害復旧費について御説明いたします。

本年9月の台風14号により、市内で災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されましたので、合わせて1億4,489万7,000円を計上するものでございます。

内訳ですが、農地災害復旧事業は、小栗林水路ほかに係る経費として1,650万円を、林道災害復旧事業は、松ヶ原林道ほかに係る経費として109万9,000円を、道路災害復旧事業は、市道大迫谷尻線ほかに係る経費として5,829万9,000円を、河川災害復旧事業は、広原川ほかに係る経費として6,899万9,000円を、それぞれ計上するものでございます。

なお、各事業の歳入として記載のとおり、国庫補助金及び市債を充てることとしております。

最後に、歳入の第10款地方交付税の普通交付税でございますが、普通交付税の額が確定したことから、1億4,845万9,000円を増額するものでございます。

その3行下の臨時財政対策債ですが、発行可能額に合わせて1億1,246万7,000円減額するものでございます。

そのほか、対応する歳入のない歳出に充当するもの等として、財政調整基金繰入金、前年度繰越金、漁業用施設災害復旧事業債を掲載しています。

以上、歳入歳出共に4億5,849万5,000円を計上しようとするものでございます。

それでは、2の繰越明許費の補正について御説明します。

第7款商工費の原油価格等高騰対策支援事業は、先ほど中小企業経営安定支援事業として御説明した事業です。

また、第8款土木費の小方地区のまちづくり事業及び第11款災害復旧費の道路災害復旧事業並びに河川災害復旧事業は、このたびの補正予算に関する事業で、年度内の完了が見込めないものについて繰り越しをお願いするものでございます。

3行目の第8款土木費の大竹駅周辺無電柱化事業は、電気事業者等との路線合意が遅れたことで工事着手が遅れ、年度内完了が見込めないことから、また、その下の大竹駅周辺整備事業は、既存駅舎内の物件撤去が年度内に完了できず、補償の完了が令和5年度にずれ込む見込みであることから、それぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、3の債務負担行為の補正について御説明いたします。

追加するものとして7つの事項を挙げておりますが、これらは今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものでございます。

また、11ページの変更で上げております5つの事項は、物価高騰などにより紙などの単価や寝具のクリーニング代などが高額となったことで限度額を変更する必要性が生じたものでございます。

続きまして、4の地方債の補正については、このたびの補正予算において整備しています地方債について、追加及び変更を行うものでございます。

議案第64号の説明は以上でございます。

続きまして、15ページ、議案第65号令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ592万2,000円を追加し、予算総額を31億3,594万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

人事管理事務として、一般会計と同様に人件費の調整により増額となった50万円を、また、療養給付費等負担金等の前年度分の精算による返還事務として542万2,000円を計上しようとするものでございます。

歳入として、職員給与費等繰入金、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金により財源調整を行うものでございます。

続きまして、議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を5億2,614万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、歳出に人件費の増額分として100万円を、歳入の職員給与費等繰入金で財源調整を行うものとしております。

最後に、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容でございますが、このたびの補正予算は主に給配水管の修繕費を増額するもので、営業費用を900万円増額し、収益的支出の予算総額を5億6,602万6,000円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしく願いいたします。

○山崎委員長 ただいま執行部のほうから議案について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、取り扱いについて、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括となっております。

議事日程に沿って一括した議案のまとめりに、取り扱いの御説明をいたします。

まず、認第13号から議案第66号までの4件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けます。このうち認第13号につきましては、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決。議案第64号及び議案第66号につきましては、総務文教委員会に付託、議案第65号につきましては、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第48号から議案第60号までの6件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第49号から議案第63号までの5件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第51号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第53号及び議案第54号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第61号及び議案第62号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第67号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いについての説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

お諮りいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、陳情についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、提出のありました陳情の取り扱いについて御説明申し上げます。

まず、小瀬川堤防（大竹市側：中市堰～栄橋）の早期改善を求める陳情でございます。

提出者は、木下正紀氏でございます。

陳情の内容は、文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和4年陳情第3号としまして本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、公共の場所に於けるボランティア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情でございますが、提出者は、豊川和也氏でございます。

陳情の内容は、文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和4年陳情第4号としまして本会議初日に上程し、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

それでは、お諮りいたします。本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、一般質問についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 今回の一般質問は代表制をとっておりますので、複数会派の代表につきましては、発言時間が60分、その他の議員につきましては、30分となっております。

一般質問の通告は、本日9時30分まででございました。通告議員は6名となっております。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただき、抽せんいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 会期決定につきまして御説明申し上げます。

会期日程表（案）を御覧ください。

会期は、12月1日から12月15日までの15日間を考えております。

本会議を12月1日木曜日に開会し、会期決定、一般質問終了後に議案、陳情の上程をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日を2日ということで考えております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、5日、6日の2日間を考えております。慣例で行きますと、総務文教委員会が5日、生活環境委員会が6日となります。なお、生活環境委員会終了後、生活環境委員協議会の開催について執行部より申し入れを受けております。その終了後、生活環境委員政策研究会の開催を予定しております。

特別委員会につきましては、7日を予定しております。

本会議最終日を15日といたしまして、決算特別委員会の委員長報告、質疑、討論、採決をし、次に、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、陳情の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決をいたしまして、12月定例会の閉会と考えております。

また、15日に議員全員協議会の開催について、執行部より申し入れを受けております。

日程につきまして調整をお願いいたします。

以上、会期決定についての説明を終わります。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、各委員長さん方に日程の調整をお願いしたいと思います。

本席、総務文教委員長、生活環境委員長が出席されておりますので、先ほどの事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

会期につきましては、12月1日から15日までの15日間とし、12月1日木曜日の10時から本会議、翌2日金曜日を本会議予備日に、また、各委員会等につきましては、5日月曜日の10時から総務文教委員会を、6日火曜日の10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、協議会終了後、生活環境委員政策研究会を、7日水曜日10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を開催。本会議最終日は、15日木曜日の10時から、同日議員全員協議会を開催ということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程5、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。資料を御覧ください。

令和4年度広島県市議会議長会議員研修会が、令和5年1月24日に開催されます。会場は江田島市でございます。

派遣議員は15名の予定でございます。本会議最終日にこちらの表を配付しまして、即決と考えております。

ただし、定例会最終日までには不測の事態のため、欠席の連絡があった議員につきましては、この表からお名前を除き、議場に提出というふうに考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり、本会議で手続を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程6、12月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○三上議会事務局長 それでは、御説明させていただきます。

12月定例会の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、11月21日の各派代表者会議において協議したところでございます。

協議の結果、引き続き12月定例会もこれまでと同様の対応を確認したところでございます。今一度資料を御確認ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況ですが、全国的に増加傾向にあります。改めて感染対策に御留意いただきますようお願いいたします。

また、議員の中から感染者や濃厚接触者が出た場合どのように対応すべきか、感染の公表をどうするかも含め、今後、検討する予定でございます。あらかじめ各会派の中で御検討をお願いいたします。

最後に、熱がある場合や濃厚接触者となった場合、家族が陽性者となった場合等は適切に対応していただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 特にないようでございます。

お諮りいたします。

本件について、事務局案のとおり対応していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしてまいりたいと思います。

続きまして、日程7、その他についてを議題といたします。

今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○三上議会事務局長 先の9月定例会におきましては、令和2年5月の議会運営委員会での申し合わせを踏まえまして、本会議と常任委員会等につきましても速やかに事前通告していただくよう御協力をお願いさせていただき、議会運営を行っていただいたところでございます。

今回の定例会におきましても、発言の通告に関しまして、短時間にはなりますが12月1日の本会議につきましては、11月28日月曜日までに、常任委員会は11月30日水曜日まで、また、12月15日本会議最終日につきましては、12月12日月曜日までに、できるだけ午前中に事前通告を提出していただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなくできるだけ具体的な内容の記載につきまして御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程において、説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場面もあらうかと思っておりますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えており

ます。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から発言の通告について御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部のほうにも、特に委員会では審査の過程において事前通告があるもの以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思しますので、御協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日の協議・連絡事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本日の内容について内部で御周知をいただきますよう、お願いをいたします。

以上で、本日予定されていた日程は、全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

10時47分 閉会